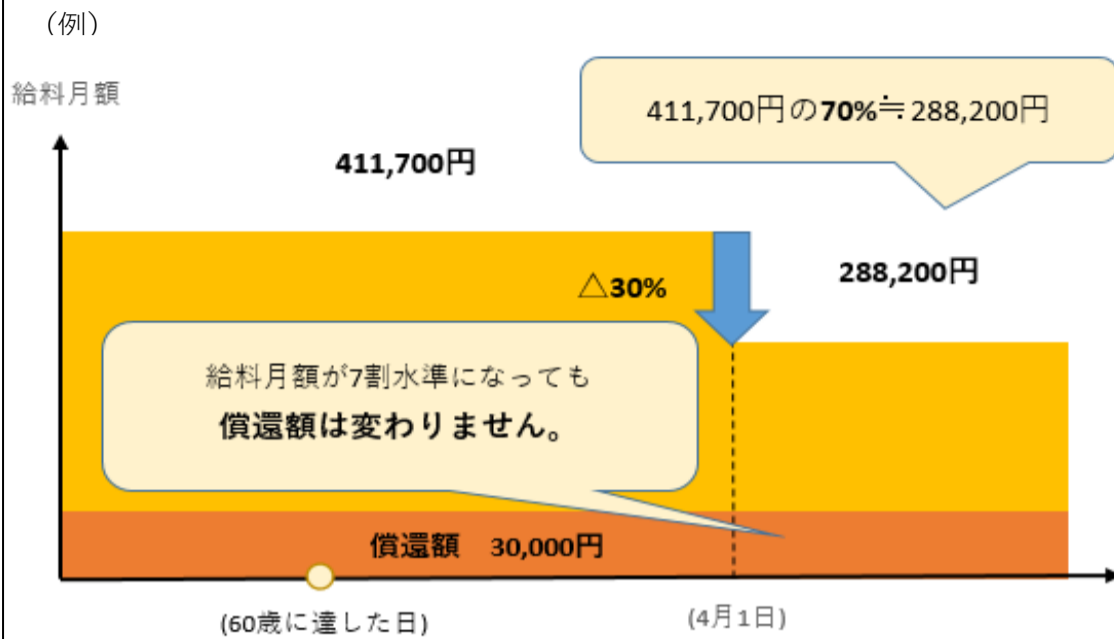


定年引上げに伴って60歳以降も借入金の償還が続く方へ



地方公務員法の改正に伴い、令和5年4月から定年年齢が段階的に引き上げられるとともに、当分の間、職員の給料月額が、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、7割水準となります。

当共済組合の貸付けを受けている方で、60歳以降も償還が続く場合、左図のとおり、給料月額が7割水準となりますが、**償還額は変わらず、給料等からの控除は継続されます**ので、ご注意ください。



繰上償還 制度をご存じですか？

償還中の借入金は、**一部または全部を繰り上げて償還**することが可能です。

一部繰上償還は、毎月償還のみの方は10万円から、ボーナス併用償還の方は20万円から1円単位で償還ができます。また、繰上償還後の償還回数をご希望の回数に減らすこともできます。回数を変更しない場合は月々の償還額が減額されます。

(例) 住宅貸付けを毎月償還のみで償還中の方が、100万円の一部繰上償還をする場合

元金：1,800万円 償還回数：354回 毎月償還額：60,579円 未償還元金：6,057,603円 未償還回数：100回

→月々の償還額を変更しないと償還回数は**約12回減**、償還回数を変更しないと毎月の償還額が**約7,000円減**

月々の償還額はそのままがいいから償還回数を減らしたい



償還回数はこのままにして月々の償還額を減らしたい

そんなときは「一部繰上シミュレーション」で実際に償還回数が何回減るのか、月々の償還額がどれくらい減るのかをご確認いただけます。

□公立学校共済組合HPトップページ→共済制度について→資金をかりる→貸付シミュレーション→一部繰上シミュレーション



【繰上償還の詳しい手続きは大阪支部HPをご覧ください】

★一部繰上償還：大阪支部HP→手続きナビ→資金をかりる際の手続き→償還の手続き→一部繰上償還の手続き

★全額繰上償還：大阪支部HP→手続きナビ→資金をかりる際の手続き→償還の手続き→全額繰上償還の手続き



お問い合わせ先 公立学校共済組合大阪支部 貸付担当
TEL：06-6941-2865